平成２９年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市香寺町岩部226番地
債務者　津田恵理子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市網干区坂上26番地　ファミール垣口201
債務者　西村　義夫
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２５号
兵庫県姫路市網干区坂上26番地　ファミール垣口201
債務者　西村　従子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３３号
兵庫県姫路市御立中３丁目４番10号、従前の住所兵庫県姫路市下手野６丁目６番12―304号　県住下手野団地
債務者　川崎　美枝
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４４号
兵庫県加古川市米田町平津317番地の３
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５１号
兵庫県高砂市竜山１丁目17番32号
債務者　大道　浪子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市広畑区小松町３丁目77番地
ディアスＴＮ　Ｂ102
債務者　山名　正志
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５５号
兵庫県姫路市広畑区小松町３丁目77番地
ディアスＴＮ　Ｂ102
債務者　山名　夏美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目210番地５
債務者　米田　末美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７３号
広島県安芸郡海田町大正町１番10―105号
債務者　大倉　隆二
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７７号
広島市中区東白島町２番３号
債務者　百々　佳伸
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５３号
広島市安佐南区中筋１丁目19番５―107号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地２棟67号
債務者　川床　　哲
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
佐賀県小城市小城町松尾4128番地13
債務者　小安由美子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1225番地　エイルヴィラ伊万里センチュリーコート1003、前住所福岡県朝倉市杷木池田687番地１
債務者　望月　真子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６６号
佐賀県伊万里市東山代町浦川内5097番地124
債務者　高橋　亜紀
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２３号
鹿児島県大島郡与論町大字立長976番地
債務者　重　美奈子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部